

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（案）参照条文

関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（四）（省 略）

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）及び同法第八条の六第四項の改正規定（「（郵便物を受け取った旨の通知）」の規定による通知」を「（郵便物の輸出入の簡易手続）」の規定による提示」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六（省 略）

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「保税工場」の下に「（関税法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）」を加え、「同条第二号」を「前条第二号」に改める。

2 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物については、関税法第三十条第一項本文、第六十三条の九及び第七十六条第三項の規定は適用しない。

第八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「郵便物を」を「郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を

」に改める。

第八条第一項第一号中「関税が徴収される場合」を「税関長が期間を定めて行う課税物品の搬出その他の処置の求めに対して、当該期間内に当該処置がされない場合（当該課税物品の輸入が他の法令の規定によりできないことその他税関長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）」に改め、同項第六号

を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 郵便事業株式会社

第十一条第一項中「受けて」の下に「若しくは同法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定により税関長への届出をして」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

（国税徴収法の一部改正）

第十条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八条第一項第二号若しくは第六号」を「第八条第一項第三号若しくは第七号」に改める。

（消費税法の一部改正）

第十二条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「規定する外国貨物」の下に「（同法第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを含む。）」を加える。

第七条第一項第二号中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に改める。